



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No. 6

【根拠条文】

法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

弁護士 森下 国彦



【住所又は本店所在地】

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【報告義務発生日】

平成18年9月8日

【提出日】

平成18年9月19日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

1名

【提出形態】

その他

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	日新製糖 株式会社
会社コード	2116
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京(2部)
本店所在地	〒103-8536 東京都中央区日本橋小網町14-1

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ブルー・スカイ・キャピタル・マネジメント・プロプライエタリー・リミテッド (BLUE SKY CAPITAL MANAGEMENT Pty Ltd.)
住所又は本店所在地	オーストラリア、ニューサウスウェールズ州2095、シドニー、マンリー、1リアルト・レーン (1 RIALTO LANE, MANLY, SYDNEY, NSW 2095, AUSTRALIA)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成12年1月28日
代表者氏名	ドン・ガスリー (Don Guthrie)
代表者役職	資金管理部長 (Head of Fund Administration)
事業内容	投資顧問

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

(2)【保有目的】

純投資目的（資産運用契約に基づき、顧客の資産の運用のために保有している）。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			6,370,000
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 6,370,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 6,370,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成18年9月8日現在)	Q 50,387,948
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	12.64%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	13.66%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年7月11日	株券	20,000	取得	
平成18年7月13日	株券	15,000	取得	
平成18年7月14日	株券	39,000	取得	
平成18年7月18日	株券	33,000	取得	
平成18年7月19日	株券	7,000	取得	
平成18年7月20日	株券	38,000	取得	
平成18年7月20日	株券	20,000	処分	
平成18年7月21日	株券	66,000	取得	

平成18年7月21日	株券	3,000	処分	
平成18年7月25日	株券	6,000	取得	
平成18年7月25日	株券	3,000	処分	
平成18年7月26日	株券	10,000	取得	
平成18年7月27日	株券	6,000	取得	
平成18年7月28日	株券	23,000	取得	
平成18年7月28日	株券	2,000	処分	
平成18年7月31日	株券	54,000	取得	
平成18年8月1日	株券	40,000	処分	
平成18年8月2日	株券	5,000	取得	
平成18年8月2日	株券	65,000	処分	
平成18年8月3日	株券	16,000	取得	
平成18年8月3日	株券	37,000	処分	
平成18年8月4日	株券	3,000	取得	
平成18年8月4日	株券	14,000	処分	
平成18年8月7日	株券	3,000	取得	
平成18年8月7日	株券	8,000	処分	
平成18年8月8日	株券	12,000	取得	
平成18年8月8日	株券	5,000	処分	
平成18年8月9日	株券	9,000	取得	
平成18年8月10日	株券	1,000	取得	
平成18年8月10日	株券	20,000	処分	
平成18年8月11日	株券	5,000	取得	
平成18年8月11日	株券	4,000	処分	
平成18年8月14日	株券	3,000	取得	
平成18年8月14日	株券	95,000	処分	
平成18年8月15日	株券	10,000	処分	
平成18年8月18日	株券	1,000	取得	
平成18年8月23日	株券	12,000	処分	
平成18年8月24日	株券	34,000	処分	
平成18年8月25日	株券	9,000	処分	
平成18年8月28日	株券	6,000	取得	
平成18年8月28日	株券	3,000	処分	
平成18年8月29日	株券	3,000	取得	
平成18年8月29日	株券	18,000	処分	
平成18年8月30日	株券	15,000	取得	
平成18年8月31日	株券	88,000	取得	

平成18年9月1日	株券	5,000	取得	
平成18年9月1日	株券	102,000	処分	
平成18年9月4日	株券	129,000	処分	
平成18年9月5日	株券	30,000	取得	
平成18年9月5日	株券	275,000	処分	
平成18年9月6日	株券	60,000	取得	
平成18年9月6日	株券	267,000	処分	
平成18年9月7日	株券	13,000	取得	
平成18年9月7日	株券	64,000	処分	
平成18年9月8日	株券	31,000	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	0
借入金額計 (S) (千円)	0
その他金額計 (T) (千円)	2,260,668
上記 (T) の内訳	顧客資産
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	2,260,668

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1	該当なし					

③ 【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者名	所在地
	該当なし		

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that the Blue Sky Capital Management Pty Ltd with its principal office at 1 Rialto Lane, Manly, Sydney, NSW 2095, Australia (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Kunihiko Morishita, Attorney-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

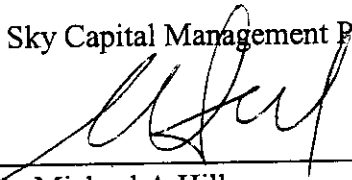
1. To prepare, execute and file with the Director of Kanto Local Finance Bureau the Record Date Notice, the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan;
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and to the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

Unless the Company expressly revokes or terminates this Power of Attorney, this Power of Attorney shall remain effective for an unspecified period of time from the date hereof.

The Company hereby agrees for the named attorney to attach a copy of this Power of Attorney in lieu of an original of Power of Attorney to each and every Report to be filed by the Company for all issues reportable by the Company, and acknowledges that such copy has the same effect as the original Power of Attorney.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 22nd day of November, 2005.

Blue Sky Capital Management Pty Ltd



Name: Michael A Hill
Title: Managing Director

委任状

オーストラリア、ニューサウスウェールズ州 2095、シドニー、マンリー、1 リアルト・レーンに本店を有するブルー・スカイ・キャピタル・マネジメント・プロプライアタリー・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士森下国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその訂正、補足または変更報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。

本委任状は、当社が書面にて明示的に破棄しない限り、その効力は本委任状の日付以降無期限に持続するものとする。

当社はここに、上記代理人が、当社が報告をすべき一切の事項に関して当社が提出する各報告書に、本委任状の原本に代えて本委任状の写しを添付することを承認し、当該写しが本委任状の原本と同一の効力を有することを認証する。

上記の証として、当社は、2005年11月22日、本委任状を作成せしめた。

ブルー・スカイ・キャピタル・マネジメント・
プロプライアタリー・リミテッド

（署名）

[氏名] マイケル・A・ヒル

[役職名] マネージング・ディレクター